

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	新型コロナワクチン接種体制確保事業	会計名称	一般会計			担当課	健康増進課			
		予算科目	4 款 1 項 3 目	事業番号	2110		所属長名	栗田計誠		
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)						担当責任者名	大谷香代子		
法令根拠等	予防接種法						実施期間	【開始】 令和/平成 2 年度		
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 生涯にわたる健康づくり						【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし		
総合計画における本事業の役割	予防接種の接種率を高め、疾病の発生及びまん延を予防することで健康な状態を維持し、健康寿命の延伸を目指す。			事業の対象	予防接種対象者（5歳以上の全市民）					
事業の目的	新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る。			昨年度の課題	ワクチンの供給量や接種スケジュール、接種対象者等に係る國の方針を常に把握し、速やかに接種体制に反映することにより、接種の流れが滞ることのないよう努めること。					
事業の内容(整備内容)	予防接種法第6条第1項の規定の基づき、新型コロナワクチンを臨時接種とみなして、接種を希望する市民全員が接種できるよう、人的体制の整備、予防接種台帳等のシステム改修、市民への周知・相談体制の確保、接種の実施体制の確保を行う。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	國の方針の動向を常に把握し、医療機関等と調整しながら接種スケジュールを構築する。					

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳(千円)							事業活動の実績(活動指標)					
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
直接事業費	252,922	225,585	56,494	0	0	243,980	追加接種率(3回目) オミクロン株接種率(65歳以上) オミクロン株接種率(12歳以上)	% % %	80 80 60	71 83.7 60.5	71.0 83.7 60.5	
国庫支出金	252,023	224,985	0	0	0	201,456						
県支出金	0	0	0	0	0	0						
地方債	0	0	0	0	0	0						
その他	899	600	0	0	0	611						
一般財源	0	0	56,494	0	0	41,913						
職員の人工(にんく)数	1.7	1.7				1.7	オミクロン株接種率(65歳以上) オミクロン株接種率(12歳以上)	% %	80 80 60	71 83.7 60.5	71.0 83.7 60.5	
1人工当たりの人工費単価	7,841	7,794				7,794						
※ 直接事業費+人件費	266,252	238,835				257,230						
主な実施主体	一部委託	実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)	医療機関等への委託(接種料68,366千円)									
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)							5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計
成果指標	指標	オミクロン株対ワクチン接種率(12歳以上)	単位 %	区分年度 目標 実績	→	250,000	220,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,070,000
	指標設定の考え方	令和4年10月8日以降、本市においてもオミクロン株対応ワクチンの接種が開始された。県のワクチン接種の進捗状況報告において、2回目接種を完了した12歳以上の者を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種率を公表しており比較可能なため指標とした。				目標	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度	
	指標で表せない効果					実績		60				
								60.5				

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）			10月から、従来株の追加接種に変わりオミクロン株対応ワクチンの開始、小児ワクチンの3回目接種等、国の方針が更新され、接種スケジュールの調整・新たな予診票接種券の準備を行なった。						
事務事業の評価	自己判定～担当責任者（	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業成果・工夫した点	市内に小児科がないため、集団接種において接種しやすよう平日夕方に小児接種予約枠を設定した。 追加接種については、前回からの接種間隔を確認しながら、医療機関等への予約が一度に集中しないよう計画的に接種券を送付した。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5			事業の苦労した点・課題	ワクチンの種類が複雑化する中、接種を希望する方の要望に応えられるよう、ワクチンごとの予約枠を設定した。接種間違いが無いよう掲示物やスタッフの周知等に配慮した。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	5			事業の苦労した点・課題	次年度からは、原則年1回、ハイリスク者は年2回の接種へと変わったり、市内に小児科の開業見込みがあるため、接種スケジュールや体制を見直す必要がある。
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業の苦労した点・課題	ワクチンの種類が複雑化する中、接種を希望する方の要望に応えられるよう、ワクチンごとの予約枠を設定した。接種間違いが無いよう掲示物やスタッフの周知等に配慮した。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	5			事業の苦労した点・課題	次年度からは、原則年1回、ハイリスク者は年2回の接種へと変わったり、市内に小児科の開業見込みがあるため、接種スケジュールや体制を見直す必要がある。
	一 次 判 定 ～ 所 属 長 ～	効率性	施策への貢献度	5 施策推進への貢献は最大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	5			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	所属長の課題認識	国の方針の変更に迅速に対応できるよう、情報収集に努め、医師会等とも連携を図っていく必要がある。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4			所属長の課題認識	国の方針の変更に迅速に対応できるよう、情報収集に努め、医師会等とも連携を図っていく必要がある。
		効率性	市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5			所属長の課題認識	国の方針の変更に迅速に対応できるよう、情報収集に努め、医師会等とも連携を図っていく必要がある。
			目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
		妥当性	社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	5			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
			事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
		有効性	成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	5			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は最大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	5			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
		効率性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。
			市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 予防接種法の規定に基づき、特例臨時接種とみなして実施する予防接種であり、国の方針に従って一定期間は継続していく必要がある。